

(その1)

収支報告書

令和05 年分
開催分)

(ふりがな) しょうざんかい

1 政治団体の名称 勝山会

2 主たる事務所の所在地 秋田県秋田市寺内字蛭根85-7

3 代表者の氏名 辻 良之

4 会計責任者の氏名 佐野 元彦

事務担当者の氏名

(電話) 鈴木 陸美
018-862-6601

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者の
の氏名 金田 勝年
公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者の
の氏名(2人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の
の氏名(3人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	11,448,389
(前年からの繰越額)	5,128,345
(本年の収入額)	6,320,044
支 出 総 額	8,152,749
翌年への繰越額	3,295,640

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	6,320,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	6,320,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	6,320,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	44	
	合 計	44	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	田口佳世 /	10,000	R5/1/7	秋田市山王三丁目1-25-801 /	会社役員	
2	田口佳世	10,000	R5/2/6	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
3	田口佳世	10,000	R5/2/23	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
4	田口佳世	10,000	R5/3/9	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
5	田口佳世	10,000	R5/5/31	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
6	田口佳世	10,000	R5/6/27	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
7	田口佳世	10,000	R5/7/25	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
8	田口佳世	10,000	R5/8/1	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
9	田口佳世	10,000	R5/9/5	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
10	田口佳世	10,000	R5/11/24	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
11	田口佳世	20,000	R5/12/7	秋田市山王三丁目1-25-801	会社役員	
12	(小計)	120,000				
13	黒澤晋一 /	10,000	R5/1/10	秋田市中通三丁目4-37 /	会社役員	
14	黒澤晋一	10,000	R5/2/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
15	黒澤晋一	10,000	R5/3/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
	こ の 頁 の 小 計	150,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
16	黒澤晋一	10,000	R5/4/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
17	黒澤晋一	10,000	R5/5/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
18	黒澤晋一	10,000	R5/6/12	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
19	黒澤晋一	10,000	R5/7/7	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
20	黒澤晋一	10,000	R5/8/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
21	黒澤晋一	10,000	R5/9/11	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
22	黒澤晋一	10,000	R5/10/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
23	黒澤晋一	10,000	R5/11/10	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
24	黒澤晋一	10,000	R5/12/12	秋田市中通三丁目4-37	会社役員	
25	(小計)	120,000				
26	畠田泰之 /	120,000	R5/1/16	山形県酒田市こがね町2丁目5-4 /	医者	
27	澤口美恵子 /	20,000	R5/1/20	大館市御成町二丁目18番30号 /	会社役員	
28	澤口美恵子	30,000	R5/4/24	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
29	澤口美恵子	30,000	R5/7/18	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
30	澤口美恵子	20,000	R5/9/28	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
	こ の 頁 の 小 計	310,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
31	澤口美恵子	50,000	R5/12/21	大館市御成町二丁目18番30号	会社役員	
32	(小計)	150,000				
33	浅野学己	120,000	R5/1/31	大館市片山町3-5-37	会社員	
34	内村和人	120,000	R5/2/20	秋田市山王沼田町4-8	会社役員	
35	高橋佐知	60,000	R5/2/27	仙北市角館町東勝楽丁26-1	会社役員	
36	高橋佐知	60,000	R5/8/23	仙北市角館町東勝楽丁26-1	会社役員	
37	(小計)	120,000				
38	木内義範	60,000	R5/3/30	由利本荘市本荘126	会社役員	
39	齊藤健悦	120,000	R5/4/19	南秋田郡井川町北川尻字上田面六六41	会社役員	
40	淡路孝次	120,000	R5/4/27	秋田市土崎港3丁目9-12	会社役員	
41	小畑悟	60,000	R5/4/21	秋田市将軍野南一丁目13-21	会社役員	
42	小畑悟	60,000	R5/12/26	秋田市将軍野南一丁目13-21	会社役員	
43	(小計)	120,000				
44	三浦征善	60,000	R5/4/27	潟上市天王大崎字野沢75番地	会社役員	
45	三浦征善	60,000	R5/10/27	潟上市天王大崎字野沢75番地	会社役員	
	こ の 頁 の 小 計	950,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
46	(小計)	120,000				
47	西村幸彦 /	120,000	R5/4/28	秋田市中通1丁目4-4-1303 /	会社役員	
48	中田潤 /	120,000	R5/5/23	能代市花園町15番8号 /	会社役員	
49	猿田知久 /	120,000	R5/5/31	秋田市御所野元町6-3-4 /	会社役員	
50	土肥啓作 /	60,000	R5/6/19	秋田市土崎相染町字沼端43-5 /	会社役員	
51	土肥啓作	60,000	R5/12/25	秋田市土崎相染町字沼端43-5	会社役員	
52	(小計)	120,000				
53	福田幸一 /	60,000	R5/6/20	能代市浅内横道19-1 /	会社役員	
54	福田幸一	60,000	R5/12/19	能代市浅内横道19-1	会社役員	
55	(小計)	120,000				
56	佐藤昌郁 /	120,000	R5/6/28	北秋田市木戸石字屋布岱28-1 /	会社役員	
57	三浦廣巳 /	120,000	R5/7/20	秋田市千秋北の丸2-19 /	会社役員	
58	成田保 /	60,000	R5/7/26	山本郡三種町鶴川字西家の下51-3 /	会社役員	
59	大森三四郎 /	120,000	R5/7/31	山本郡八峰町八森字和田表121番地 /	会社役員	
60	稲庭千弥子 /	120,000	R5/7/31	秋田市山王沼田町4-12 /	会社役員	
	こ の 頁 の 小 計	1,140,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
61	菅原三朗 /	120,000	R5/8/9 /	潟上市昭和大久保字堤の上91-100 /	会社役員	
62	加藤憲成 /	120,000	R5/8/29 /	秋田市新屋船場町6番53号 /	会社役員	
63	米村茂 /	120,000	R5/9/8 /	鹿角市尾去沢字山根20番地3 /	会社役員	
64	鈴木泚士 /	120,000	R5/9/8 /	大館市中道3-1-40 /	会社役員	
65	佐藤弘毅 /	120,000	R5/9/14 /	鹿角市八幡平字松館46 /	会社役員	
66	最上英嗣 /	120,000	R5/10/11 /	秋田市土崎相染町字沖谷地97-1 /	会社役員	
67	伊藤哲之 /	120,000	R5/10/27 /	秋田市金足追分字海老穴240-1 /	会社役員	
68	佐野元彦 /	120,000	R5/10/30 /	秋田市茨島2-15-58 /	会社役員	
69	藤原直人 /	120,000	R5/11/1 /	宮城県仙台市太白区長町6-2-6-502 /	会社員	
70	藤本学 /	120,000	R5/11/9 /	北秋田市伊勢町18-9 /	会社役員	
71	菅原廣悦 /	120,000	R5/11/17 /	男鹿市脇本富永字野田8-2 /	会社役員	
72	沢木則明 /	120,000	R5/11/29 /	男鹿市船川港船川字船川51 /	会社役員	
73	辻良之 /	120,000	R5/12/18 /	秋田市保戸野中町6-23 /	会社役員	
74	須田精一 /	120,000	R5/12/20 /	由利本荘市西目町沼田字街道下2-165 /	会社役員	
75	宮田諭 /	10,000	R5/1/31 /	秋田市八橋大畑2-6-11 /	会社役員	
	こ の 頁 の 小 計	1,690,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
76	宮田諭	10,000	R5/3/2	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
77	宮田諭	10,000	R5/4/3	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
78	宮田諭	10,000	R5/4/28	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
79	宮田諭	10,000	R5/5/29	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
80	宮田諭	10,000	R5/7/12	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
81	宮田諭	10,000	R5/7/25	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
82	宮田諭	10,000	R5/8/31	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
83	宮田諭	10,000	R5/9/26	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
84	宮田諭	10,000	R5/10/31	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
85	宮田諭	10,000	R5/11/29	秋田市八橋大畑2-6-11	会社役員	
86	(小計)	110,000				
87	柳原克百	40,000	R5/2/9	由利本荘市薬師堂字谷地190-18	自営業	
88	柳原克百	40,000	R5/2/20	由利本荘市薬師堂字谷地190-18	自営業	
89	(小計)	80,000				
90	宇佐見康伸	60,000	R5/4/10	秋田市土崎港東二丁目3-29	税理士	
	こ の 頁 の 小 計	240,000				

(その7)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
91	宇佐見康伸	60,000	R5/9/19	秋田市土崎港東二丁目3-29	税理士	
92	(小計)	120,000				
93	武田昭彦	120,000	R5/5/31	男鹿市船川港船川字漆畑1-7	会社役員	
94	桑山明久	60,000	R5/6/5	由利本荘市岩城二古字狐森65-43	医者	
95	桑山明久	40,000	R5/10/4	由利本荘市岩城二古字狐森65-43	医者	
96	(小計)	100,000				
97	高橋チエ子	120,000	R5/6/5	湯沢市横堀字赤塚134-9	会社役員	
98	佐藤裕之	120,000	R5/6/30	秋田市山王三丁目1-25	会社役員	
99	北林一成	120,000	R5/7/19	北秋田市米内沢字薬師下136	会社役員	
100	伊藤満	120,000	R5/7/20	秋田市雄和妙法字上大部128	会社役員	
101	和賀幸雄	120,000	R5/9/11	湯沢市岩崎字岩崎110	会社役員	
102	吉田進	120,000	R5/9/21	秋田市千秋矢留町6番18-306号	会社役員	
103	奥山和彦	120,000	R5/10/11	横手市旭川2-3-22	会社役員	
104	七山慎一	120,000	R5/10/24	秋田市保戸野千代田町16番34号	会社役員	
105	佐藤正明	120,000	R5/10/31	湯沢市稲庭町字稲庭229番地	会社役員	
	こ の 頁 の 小 計	1,360,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
106	松村讓裕 /	120,000	R5/11/2	秋田市大町4-3-44-701 /	会社役員	
107	塩谷久樹 /	120,000	R5/11/29	秋田市泉南3-14-1 /	会社役員	
108	西宮公平 /	120,000	R5/12/25	男鹿市船川港船川泉台3-41 /	会社役員	
109	平野公貴 /	120,000	R5/7/24	秋田市八橋三和町13-19 /	会社役員	
110						
	こ の 頁 の 小 計	480,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	6,320,000 /				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	12,000	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	140,749	0	
小 計	152,749	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	8,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	8,000,000	0	
合 計	8,152,749		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査料	30,000	R5/2/7	吉川税理士事務所	秋田市南通築地6-34	
2	家賃	60,000	R5/12/26	秋田いすゞ自動車㈱	秋田市寺内字蛭根85-7	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	90,000				
	そ の 他 の 支 出	50,749				
	合 計	140,749				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄附	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附金	2, 000, 000	R5/3/31	自由民主党秋田県第二選挙区支部	能代市中和1-16-2	
2	寄附金	2, 000, 000	R5/6/26	自由民主党秋田県第二選挙区支部	能代市中和1-16-2	
3	寄附金	2, 000, 000	R5/9/29	自由民主党秋田県第二選挙区支部	能代市中和1-16-2	
4	寄附金	2, 000, 000	R5/12/26	自由民主党秋田県衆議院支部	能代市中和1-16-2	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	8, 000, 000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	8, 000, 000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2月 1日

政治団体の名称 勝山会

会計責任者の氏名 佐野 元彦



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和6年2月1日

勝山会
代表 辻良之 殿

登録政治資金監査人

吉川裕太

登録番号

第3575号

研修終了年月日

平成22年4月16日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、勝山会 代表 辻良之 の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) 本業務の実施場所は、勝山会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人 吉川裕太 が判断したため、金田勝年秋田事務所の主たる事務所 (秋田県秋田市山王二丁目1-40 田ロビ4階) において行うものとする。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

勝山会 代表 辻良之と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、勝山会 代表 辻良之と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上